

## 役員報酬等規程

### (総 則)

第一条 この規程は、社会福祉法人楽晴会の役員(理事及び監事)の報酬等について定める。

### (役 員 )

第二条 この規程で役員とは、社会福祉法人楽晴会定款の定めにより選任された理事及び監事をいう。

- 2 役員は常勤役員と非常勤役員とする。
- 3 常勤役員は、理事長・常務理事・業務執行理事とする。
- 4 非常勤役員は、社外理事・非常勤理事・非常勤監事とする。

### (報酬の支払い)

第三条 役員の報酬は、全額通貨で直接役員に支払うものとする。ただし法令に基づき控除すべきものがある場合は、その全額を控除して支払う。

### (役員報酬の年の総額)

第四条 常勤の役員報酬(理事長・常務・業務執行役員)の年総額、非常勤役員の年総額は、前年度の経営活動を勘案し、役員会で支給すべき総額を提案し、評議員会で決する

- 2 前期総額については、それぞれ公表する。

### (個々の役員報酬額)

第五条 前条による年総額のうち、当該年度の理事長の報酬並びに、他の個々の常勤理事に支給される金額は、理事長が提案し、評議員会で決する。

- 2 外部理事の報酬は、役員会がその内訳を提案し、評議員会で決する。
- 3 常勤の各報酬額は、次の金額を上限とし交付する。

理事長 月額ベース 167万円未満

常務理事 月額ベース 100万円未満

常勤理事 月額ベース 75万円未満

- 4 役員の実任において、特段の経営危機に瀕すると認められる場合は、理事長により個々の常勤理事の報酬額が提案され、評議員会で決する。
- 5 役員が私傷病等により休職する場合には、報酬を支給しない場合がある。

6 役員個人の車両を、常時業務に使用する場合は、その交通費は法人の指定するカード決済とし、この車両を私的に使用する場合は、書面により都度精算しなければならない。(自動車保険へ加盟すること)

(1)これによらない場合は、職員旅費規程に準じて、実費で精算する。

7 役員に楽晴会の信用・名誉を失墜するような行為がある場合は、理事長又は常務理事により、該当する役員の報酬を減額・支給停止が提案され、評議員会に諮る。

#### (社外理事の報酬)

第六条 社外理事の報酬は以下によるものとする。

2 常勤理事報酬年額の半額から三分の一内の額で、年間活動の結果を勘案し、理事会が提案し、評議員会に諮る。

3 この役員活動に関する交通費・宿泊費等は、職員旅費規程に準ずるとともに、実費を支給する。

#### (兼務役員)

第七条 兼務役員の報酬は、以下のよるものとする。

2 定時・臨時役員会 理事 5 万円

3 書面又は電磁的記録によるもの 理事 3 万円

4 評議員会開催時 理事 5 万円

#### (非常勤役員)

第八条 非常勤役員の報酬は、以下によるものとする。

2 活動に必要な交通費、宿泊費等は別途実費を支給する。

3 定時・臨時役員会 理事・監事 5 万円

4 書面又は電磁的記録によるもの 理事・監事 3 万円

5 監査会 監事 5 万円

6 評議員会開催時 理事・監事 5 万円

7 研究発表会等公式行事への招待 理事・監事 1 万円

#### (報酬の支払日)

第九条 常勤役員、社外役員並びに非常勤役員の報酬は、毎月末日に締めて翌月 15 日にその月の役員報酬を支払う。

#### (退職金の支給)

第十条 役員の退職金は別に定める。

(規程の改定)

第十一条 この規程は理事会、及び評議員会の承認により、随時改訂することができる。

(施行日)

第十二条 この規程は平成13年1月12日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

平成13年 1月12日施行

平成16年10月21日改定

平成21年 1月17日改定

平成26年 8月25日改定

平成28年 3月 9日改定

平成28年12月 2日改定

平成29年 4月 1日改定

平成30年 3月16日改定

令和 3年 3月26日改定